



東松島市 “ふるさと納税” 返礼品提供事業者募集について

一般社団法人 東松島みらいとし機構 (HOPE)

平成 27 年 9 月 1 日より、東松島市 “ふるさと納税” 寄附金の業務を、東松島市から、『一般社団法人 東松島みらいとし機構 (HOPE)』が委託を受け実施しております。

“ふるさと納税” は、市外から東松島市への寄附を募るもので、寄附者は税の減免措置が受けられるとともに、市からの返礼品が送られる仕組みとなっております。返礼品は、市内の事業者にご協力いただいております。現状、1 万円以上の寄附につき返礼品をお送りしております。おかげさまで、令和元年度は、54,600 件以上・6 億 5,900 万円以上ご寄附をいただいております。

今般、新規商品のご提案・ご提供をお願い申し上げる次第です。ご検討いただき、ご提案いただけますようよろしくお願い申し上げます。

◎返礼品の基本設定額

寄附金額の 3 割を上限とする（消費税、梱包資材を含む）。

例：1 万円の寄附コースに対して最大 3 千円の商品を返礼品とする

送料は上記金額に含まれません。（別途、市が負担いたします）

なお、複数商品の組み合わせも可能です。

◎応募の方法

商品の内容・商品の金額設定・寄附金額コースのご提案とともに HOPE（下記連絡先）まで御相談ください。

ご提案いただいた内容を検討させていただき、必要に応じてアレンジした上で、市の承認を経て、随時ラインナップに追加するかたちとさせていただきます。



一般社団法人 東松島みらいとし機構

東松島市大曲字寺前 61-2

TEL:0225-98-7191

FAX:0225-98-7085

Email:tanto@hm-hope.org

ふるさと納税係

東松島市“ふるさと納税”商品募集要領（令和2年4月1日改訂版）

一般社団法人 東松島みらいとし機構

1. 提供事業者の要件

- ① 東松島市内に、本社または営業所（工場等を含む）を有する法人または個人が提供することを原則とする。
- ② 代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に掲げる暴力団の構成員等でないもの。

2. 推奨商品の部門

企業商品枠数は設けない。商品部門枠は原則として以下の通りとするが、商品組成上必要が生じた場合は追加することを検討する。

- ① 海鮮部門
- ② 海苔部門
- ③ 菓子部門
- ④ 野菜・果物部門
- ⑤ 米部門
- ⑥ 観光 PR 部門
- ⑦ その他部門
- ⑧ パッケージ部門

3. 募集する推奨商品

- ① 地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第2項第2号及び平成31年総務省告示第179号第5条に規定する返礼品等であること。
- ② 東松島市の魅力 PR や地域活性化に繋がる食品・物産・サービス等であること。
- ③ 数量的に安定供給が見込めるものであること。
- ④ 送付先に安全に送付することができるもの。
- ⑤ 商品価格は、寄附額の3割まで（消費税、梱包資材含む）とする。商品の内容・商品金額・寄附額コースの提案を HOPE が受け付け、内容について審議・相談するものとする。
- ⑥ 他の商品（他の事業者の商品を含む）との組み合わせによるパッケージ化を可能とする。パッケージ化の詳細については、HOPE との相談のなかで検討するものとする。
- ⑦ 事業者ごとの商品数は限定しないが、商品の組成に当たっては、HOPE と充分協議たうえで、市役所の承認を経て、決定するものとする。

4. 提供期間

令和2年4月1日の発送分から

令和3年3月31日の寄附申込み受付分まで（発送は翌4月に係る場合があります）

（翌年度以降の継続更新あり）

5. 申込み方法

HOPEへ直接提案することとする（様式自由）。

6. 募集期間

HOPEにて随時受付。

（午前9時から午後5時まで、土・日・祝日を除く）

7. 選考や承認の仕組み

- ① HOPEに相談のあった内容について、商品の内容や発送方法、金額の設定、PR素材などの必要な諸事項に関して充分協議のうえ、ふるさと納税返礼品の商品として適正であるとHOPEが認めたものについて、市役所の承認を経て、推奨商品として決定するものとする。
- ② 提供開始時期については、手続きに係る期間等を勘案し、協議の上で定めるものとする。（翌年度以降の継続については別途協議のうえ定める）
- ③ 推奨商品としての承認有効期間は、承認をおこなった日の属する年度の翌年度末日までとする。
- ④ 承認を受けた商品について、その提供事業者は、ふるさと納税ポータルサイト等に掲載するための写真データや紹介文等のPR素材をHOPEまで提供するものとする。
- ⑤ 商品金額については、月ごとに一括でHOPEが市に申請し、あらかじめ協議の上で定める商品金額を、提供事業者を支払うものとする。

8. パートナー企業事業者の義務

- ① パートナー企業は、企業推奨商品の承認期間内において決定した登録商品を原則として変更しないものとする。変更の必要性が生じた場合は、HOPEに相談のうえ、その後の取り扱いを協議するものとする。
- ② 推奨商品の提供に係る事故、トラブル等に関しては、適正に処理をすること。

9. 個人情報の取り扱い

- ① 提供事業者は、本事業を通じて知り得た寄附者等の個人情報及び業務に関連する情報を他に漏らしてはならない。商品の提供が終了した後も同様とする。
- ② 提供事業者は、事業を実施する上で入手した個人情報等を厳重に取り扱うとともに、

本事業以外の目的で使用してはならない。商品の提供が終了した後も同様とする。